

野生鳥獣及び病虫害等被害対応技術の開発

(1) 事業概要

近年の気候・環境の変動を背景として、野生鳥獣や病虫害等による農業被害がこれまで以上に深刻化しています。特に、農地周辺に侵入した外来種の一部が異常繁殖しており、これらの駆除に多大な労力と費用が投じられています。このようなコストを削減し農業生産性の向上を促すとともに、我が国固有の生物多様性を基盤とした農業環境を維持するために、侵略性の高い外来種を適切に管理する技術の開発が求められています。

今回は、公募研究課題の欄に掲げる外来種の生態解明およびその知見に基づいた効果的な拡散防止・駆除技術開発に関する研究を実施します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

●公募研究課題：農業被害をもたらす侵略的外来種管理技術の開発

ア 研究開発の具体的内容

農地周辺で繁殖している外来種の個体密度を経済的な被害が生じる水準以下に抑え、分布拡大を阻止するための管理体系の確立を目指します。特に、農業水利施設等において異常繁殖して通水障害を引き起こしている外来水生生物や農耕地周辺で定着しつつある侵略性の高い外来植物を対象とした、環境DNA解析や個体群動態解析等に基づく早期検出・広域モニタリング・分散予測技術を開発します。また、これらの技術で把握した発生状況等の情報を活用した効率的除去技術を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

平成35年度までに、外来水生生物3種以上及び外来植物3種以上の侵略的外来種に適用可能な管理体系を確立し、3地域以上でその有用性を実証します。

ウ 研究実施期間（予定）

平成31年度～平成35年度（5年間）

エ 平成31年度の委託研究経費限度額

30,278千円

〈留意事項〉

- ・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類

の中で記述して下さい。

- ・生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、研究グループに生産者または普及・実用化支援組織を加えることとし、当該普及・実用化支援組織は本技術の普及に努めてください。
- ・研究グループ（コンソーシアム）に求める要件における「農林漁業者等」には、農業関係団体及び都道府県の公設試験場（地方独立行政法人を含む）を含めることとします。
- ・研究実施期間終了後の成果（管理体系をまとめたマニュアル等）の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには民間企業の参画が望ましく、また研究期間内に開発した手法や技術の実証を行ってください。
- ・実証試験を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。また、気候や土壌等の条件の異なる複数の実証試験地で技術の実証を行ってください。
- ・マニュアル等の成果は、生産者等が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。
- ・応募要領Vの1の（3）の①の加算（中山間地域における取組）の対象となる場合は、審査において加点します。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室 担当者 田端、坪内

TEL：03-3502-8111

FAX：03-3502-4028

○ 契約事務について

大臣官房予算課契約班 担当者 山下

TEL：03-6744-7162

FAX：03-6738-6158

「農業被害をもたらす侵略的外来種の管理技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審 査 基 準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。 A（１０点）、B（７点）、C（３点）、D（０点）	
研究開発の趣旨	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	A：十分に整合性がとれている。 B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。 C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。 D：ほとんど整合性がとれていない。
研究開発計画	農林水産技術会議事務局が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れているか。	A：科学的・技術的に優れている。 B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。 C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。

		C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。	A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。

		C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。
技術の普及可能性	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	A：実現の可能性が十分高いと考えられる。 B：実現の可能性が高いと考えられる。 C：実現の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど実現が見込まれない。

<加算基準>

加算項目	加 算 基 準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合 5点
ワーク・ライフバランス等の推進	ワーク・ライフバランスを推進する企業として、右記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか。	（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・ 3段階目 5点 ・ 2段階目 4点 ※1 ・ 1段階目 2点 ※1 ・ 行動計画 1点 ※2 ※1 労働時間等に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法に基づく認定

		・プラチナくるみん認定企業 4 点 ・くるみん認定企業 2 点 (3) 青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定 4 点 ※3 各研究機関等が(1)～(3)のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う(最高5点)。また、研究グループ(コンソーシアム)で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※4 各研究機関等が(1)～(3)のどれにも該当しない場合は0点とする。
--	--	--